

当建設産業委員会に付託された案件については、12月8日、午前9時30分から、委員会室において、委員全員出席のもと慎重審査しましたので、その経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第69号中、当委員会に分割付託された案件、議案第70号および、議案第71号については、一括議題とし、それぞれ補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

緑ヶ丘住宅6棟は、どのような経緯で修繕することになったのか。改修計画は予定していたか。とに対し、

台風18号の影響により緑ヶ丘住宅12棟で屋根材が飛散したため、すべての市営住宅の屋根について調査しました。その結果、緑ヶ丘住宅6棟においても同様の屋根材が使用されており、今回被害があった棟より施工時期が古かったため、平成31年度に計画していた屋根及び外壁の改修を前倒して実施したいとするものです。とのことでした。

その後、討論を省略し、議案第69号中、当委員会に分割付託された案件、議案第70号および、議案第71号について、それぞれ採決した結果、いずれも委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第78号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

制度廃止にあたり、今後、どの程度費用が必要か。また、最終的に、この事業を総括する考えはあるのか。とに対し、

平成30年度は約5,000万円、平成31年度は約2億9,000万円の見込みです。現時点で当事業全体を総括する予定はありませんが、今後、検討していきます。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第79号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

雁宿公園再整備工事（その1）請負変更契約の内容について、今回新たにバックスクリーンを設置することになった理由は何か。とに対し、

当初、野球場の管理者であるスポーツ課との協議において、改修後の球場にはバックスクリーンは必要ないとしていましたが、その後、利用団体から、公式戦を実施するためには必要であるとの要望を受け、計画を変更しました。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第80号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

NPO法人半田市観光協会が指定管理者として選定された理由は何か。とに対し、

アイプラザ半田は、半田運河などの観光資源に近く、イベントにも活用できる貸室や駐車場が備わっていることから、観光情報発信拠点として位置付けており、管理については、本市の観光に最も精通している当団体が適していると判断したことによります。とのこと。

指定管理していた過去3年間では、どのような成果が見られたか。今後の指定管理の方向性は。とに対し、

エントランスへの観光情報コーナーの設置や、使用者のPR支援も含むアイプラ通信という広報誌を発行してきたことなどから、来館者数や使用者のリピーターも増加しています。今後は、これまでの事業の継続だけでなく、館内で行うイベント数の増や、情報を得やすい仕組みを作るなど、アイプラザ半田を更に活用していきたいと考えており、今後の事業計画等の詳細については後日ご提示します。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第82号については、補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第 84 号については、平成 29 年 12 月 7 日付で議長あてに議案撤回の申し出があった旨、議長から連絡がありましたので、この件について各委員にお諮りし、撤回の了承を得ましたのでご報告申し上げます。

以上、ご報告申し上げます。